

議案第68号

杉並区立区民会館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立区民会館条例の一部を改正する条例  
杉並区立区民会館条例（昭和32年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2（2）杉並区立和田堀会館の項を削る。

附則別表第4（2）杉並区立和田堀会館の項を削る。

別表第1 杉並区立和田堀会館の項を削る。

別表第2（2）杉並区立和田堀会館の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

和田堀会館を廃止する必要がある。